

令和4年第2回(6月)定例会 会議録【中島】

「小中学校におけるいじめの解消の状況について」

令和4年6月15日(水) 10:00~

○11番(中島章二君) [登壇]

次に、3項目目の小中学校におけるいじめ解消の状況について質問します。

令和2年度はいじめの認知件数については、文科省の調査を見ると、小中高及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は51万7,163件、前年度61万2,496件であり、前年度に比べ9,533件、15.6%減少しています。児童生徒1,000人当たりの認知件数は39.7件、前年度は46.5件であり、全校種で減少しています。認知件数が多いということは、教職員が子供たちの状況をよく観察し、声を聴いているということで、いじめの未然防止につながるのだと私は思っております。

そこで、大分県と日田市のいじめの認知件数と解消状況についてお聞かせください。

いじめは、そもそもあってはならないものです。いじめが発生しないように学校で行っている未然防止対策についてお聞かせください。

未然防止対策を講じている中でもいじめが認知されたときの対応について、認知から解消までの対応と併せて具体的にお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長(石橋邦彦君) 教育長。

○教育長(三笥眞治郎君) [登壇]

続きまして、小中学校におけるいじめ解消の状況に関し、いじめの認知件数等解消状況、いじめ未然防止対策、いじめを認知したときの対応の3点についてお答えいたします。

議員お尋ねの小中学校におけるいじめにつきましては、平成25年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法では、いじめとは、「児童などに対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している等、当該児童などと一定の人間関係にある他の児童などが行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童などが、身心の苦痛を感じているもの」と定義され、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、全ての児童生徒に関係する問題であると位置づけられております。

そこで、1点目の令和2年度の大分県と日田市のいじめの認知件数と解消状況についてでございますが、文部科学省が実施しました令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、いじめの認知件数につきましては、大分県では、小学校8,054件、中学校1,456件、合計9,510件。日田市では、小学校890件、中学校137件、合計1,027件となっております。

また、いじめの解消率では、大分県では小学校79.1%、中学校72%、小中合わせて78%。日田市では、小学校82.7%、中学校55.5%、小中合わせて79.1%となっております。

次に、2点目の学校現場における具体的ないじめ未然防止対策についてでございます。

本市におけるいじめ防止の取組につきましては、先ほど申し上げましたいじめ防止対策推進法の施行を受けて策定しました日田市いじめ防止基本方針を基に、いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図っているところでございます。

これと併せて、市内全小中学校におきましても、それぞれの学校が、学校いじめ防止基本方針を策定し、教育相談コーディネーターを中心として、校内いじめ防止等対策委員会を定期開催するなど、いじめの防止などを組織的に推進する生徒指導体制を確立しております。

また、これらを踏まえた各学校におけるいじめの未然防止の具体的取組としましては、特別の教科道德の授業で、いじめを生まない学級づくりに向けて、互いのよさを見つけることを通して相互理解の大切さについて学んだり、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するための短時間で継続的に行う「人間関係づくりプログラム」などに取り組んでおります。

このほか、児童生徒が主体となった取組を推進するために、児童会や生徒会活動などを活用したいじめをなくす宣言の採択、関係機関と連携して弁護士が務める県教委スクールロイヤーを活用したいじめ未然防止事業の実施など、いじめの未然防止に向けて多様な取組を行っているところでございます。

最後に、3点目の学校がいじめを認知したときの対応及び解消に向けた対応についてでございます。

学校現場においていじめを認知した場合、学校は担任だけではなく、直ちに全教職員による情報共有・共通理解の下、校内いじめ防止等対策委員会などにより、校長を中心として組織的に迅速かつ的確に対応することになります。

認知直後の具体的取組としましては、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を第一とし、いじめを行ったとされる児童生徒に対しても十分に事実確認を行うことが必要となります。その際、いじめを受けた児童生徒に対しては、つらかった気持ちに共感しながら、可能な限り詳細に聞き取ること、いじめを行った児童生徒に対しては、詳細な聞き取りをしながらいじめの構造とその動機・背景を探るといったことに留意する必要があります。

その上で、対象に向けた取組としましては、いじめを受けている児童生徒には、いじめの解消に向けて最後まで寄り添うことを約束し安心感を与える、自信を回復させるための共感や励ましの言葉かけを行う、継続的に教育相談を実施する。また、いじめを行った児童生徒には、いじめが絶対に許されない行為であることを強く認識させる、それらの認識を持たせた上で謝罪等の指導を行う、社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。さらには、周囲の児童生徒に対しては、いじめに加担していなくても、助けを差し伸べてあげられなかった事実がいじめを容認することにつながるということについて深く考えさせる、いじめられた児童生徒の気持ちを理解させ、いじめの再発を防ぐ指導を行うといった対応及び指導を行っていくこととしております。

また、保護者につきましては、いじめを受けた側、いじめを行った側、双方の保護者に対して、

事実確認の結果や学校の指導方針について丁寧に説明する、問題解決に向けて協力体制を構築するといった対応を行うこととしており、必要に応じて学校教育課や市教育センター、臨床心理士、日田警察署に配置されているスクールサポーターなど関係機関と連携した対応を図ることとしております。

いずれにいたしましても、市教委としましては、いじめは、いじめを受けた子供の人権を著しく侵害するものであり、加害、被害の立場を問わず、いじめに関わった全ての子供たちの身心の健全な発達に重大な影響を及ぼすものであるとの基本認識の下、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、その未然防止、早期発見・早期解消に向けて、学校、家庭、地域社会及び関係機関と一体となって、迅速かつ的確な対応が図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) それでは、次のいじめ解消の状況について再質問させていただきたいと思います。

具体的取組についてですが、まず、いじめ解消に対して教育委員会から学校のほうで恒常的支援が行われているかと思えます。これにつきまして、恒常的支援、どういったものを行っているのかということをお聞かせください。

○議長(石橋邦彦君) 教育長。

○教育長(三笥眞治郎君) 恒常的な支援ということでございます。

1点目には、いわゆるいじめの早期解消に向けた取組が、やはり専門的な知識に基づいて適切に行われることが大事というように思いますので、教職員研修を通して、教職員のいじめ解消への資質・能力の向上というものをまず図っているところでございます。

それから2点目に、心理や福祉などに関する専門的知識を有しますスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、いじめ防止、いじめ解消への教育相談を行う人材を配置しているということです。

それから3点目には、児童生徒及び保護者に対する支援や指導を適切に行うことができるよう、日田市生徒指導協議会という組織がございます。これには、日田警察署であるとかいろんな組織の方が参加しておりまして、この組織を活用して、学校相互の連携・協力体制を整備しているところでございます。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) 支援のほうを行いながらですけど、それでは、個別案件へ対しての教育委員会が学校へ行っている支援についてお聞かせいただければと思います。

○議長(石橋邦彦君) 教育長。

○教育長(三笥眞治郎君) 個別案件につきましては、まず、日田市教育センターに教育相談員、あるいは臨床心理士を配置しております。いじめを受けた、あるいはいじめを行った双方の児童生徒や保護者に対する相談体制を整備しているところでございます。

また、当該校、いじめのあった学校に対しましては、学校協議会の指導主事を派遣しまして、学校の対応に指導・助言を行ったり、より解決が困難な事案につきましては、必要に応じて弁護士あるいは警察関係などで組織します日田市学校問題支援チームを組織しております、そこにおいて対応策を協議し、各学校への支援体制の充実を図っているところでございます。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) それでは、家庭のほう、保護者の方に対する支援、それから保護者の方、家庭教育に対する支援というものは、どういったものを行っているのかお聞かせください。

○議長(石橋邦彦君) 教育長。

○教育長(三笥眞治郎君) 御家庭に対しましては、教育センターに配置しております心の相談員というのを配置しております。あるいはスクールソーシャルワーカー、こういった方々が家庭に訪問をして支援を行うことができるようになっておりますので、そういった訪問支援を行ったり、臨床心理士によるカウンセリングなどにより、児童生徒及び保護者への支援を行っているところでございます。また、必要に応じて福祉部局あるいは関係機関と連携して、家庭への支援については行うようにしているところでございます。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) 日田市のほうでは、日田市いじめ・不登校アクションプランというものを出版しております。今年度も4月に改訂版が出されているところですが、私、個人的にいじめと不登校の対応が1つのアクションプランで対応できるのかということ、いじめが原因で不登校になるというような要因があるかと思えます。これについて、市教委のほうでどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○議長(石橋邦彦君) 教育長。

○教育長(三笥眞治郎君) 現在のアクションプランというのは、いじめ・不登校アクションプランということで、1つのものになっているんですけど、これは、県教委に報告するために、県教委が告示しました様式にのっとって作成をしているものでございます。

いじめそして不登校に対する対応としては、非常に未然防止や早期発見、そして解消等、共通する点も多く、現時点では1つの様式で示しておるところでございますけども、個別の対応ではやはり異なることも多くありまして、より分かりやすくするためには、ここは次年度少し見直しもしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) 県への報告に合わせたプランというのではなく、分かりやすい、保護者の方、児童生徒が分かりやすい、市民の方が分かりやすいプランとしてつくっていただければと思います。

それと、文科省のほうで、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインで、いじめ事象の対策として、被害児童生徒、保護者が希望する場合には就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要であるとしております。いわゆるいじめを受けた児童生徒が転校するというような形のものもあるかと思えますが、いわゆるいじめの解消について、転校

すれば解消というものではないと考えております。転校するときに、学校間で詳細な引継ぎ等を行う必要があると思いますし、転校前の学校も、転向後の子供の状況を把握しながら、いじめで傷ついた子供の回復に努めることが大切ではないかと思っております。

このようなケースがもし発生したときに、日田市の対応として現在お考えがありましたらお聞かせください。

○議長(石橋邦彦君) 教育長。

○教育長(三笥眞治郎君) いじめが解消している状態というのが、2つの要件が満たされている必要がございます、1つはいじめに係る行為がやんでいるというか、行われていない状態が少なくとも3か月は継続しているということ、それから、いじめを受けた児童生徒が身心の苦痛を感じていないというようなことがございます。

転校するケースもございますが、転校した場合についてもこの2つの要件が満たされていなければ、いじめは解消されたというふうには捉えるべきではないというふうに思っております、転出時には当然転出先の学校への情報提供や継続的な見守りの依頼等の配慮も行っておりますけれども、転出後は受入校が対応することになるわけですけれども、必要に応じて状況把握に努め、スクールカウンセラーあるいは臨床心理士等の専門スタッフを活用しながら、引き続き児童生徒の心のケアや保護者の相談には応じるなどしていきたいと考えております。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) 子供は、傷ついて転校というような形になった場合には、なかなか新しい友達づくり等も時間がかかったりするかと思いますので、学校のほうで、また教育委員会のほうもしっかりと対応をしながら、子供の心の回復を助けていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、SNSのいじめが増加してきているという問題がありますが、日田市の状況について簡単にお聞かせいただければと思ひます。

○議長(石橋邦彦君) 教育長。

○教育長(三笥眞治郎君) 市内のSNSのいじめ状況については、令和2年度ですけれども、小学校が8件、中学校が12件となっているところでございます。

○議長(石橋邦彦君) 11番 中島議員。

○11番(中島章二君) SNSのいじめというものがなかなか見えにくい、学校現場でも見えにくいということがあるかと思ひます。また、タブレットを導入してきましたので、これを使ったいじめ行為が発生しないように、しっかりと未然防止対策を行っていただければと思ひます。

最後に、いじめ防止対策推進法についてですが、しっかりと読み込んでいくと、教育という範疇を超えている部分が出てくるのではないかと私個人的には思ひます。また、どこまでいじめと判断するのか、そして、子供同士のけんかやいじめとなったときでも、先生方はそこに至った経緯と理由を双方にしっかりと認識させていく段階で、教育という手法、教育的配慮の下で子供たちの成長を促してきた部分も、学校教育の中ではあるのではないのでしょうか。例えば、謝罪や責任を問うだけ、懲戒を与えることだけに偏るようなことのないように、また、その部分と今ま

で行ってきている教育的配慮の間で先生方が難しさに悩み、学校現場が混乱しているような状況が生まれないのか、私、懸念しているところでございます。市教委として、現時点でのお考えがあればお聞かせください。

○議長(石橋邦彦君) 時間です。